

ひかり日本語学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、キリスト教信仰を土台とした教育により、教育基本法及び学校教育基本法に則り、広く日本語及び日本文化の勉強に励み、日本における实际生活に留まらず、さらに専門の教授研究又は職業に必要な語学能力及び幅広い教養を身に付け、優れた人格を備えた人材を育成する。

日本がアジア及び世界をリードし、国際社会に総やかな影響力を発揮し、日本と世界の発展に寄与することを目的とする。

今後の国際社会でさらに重要性を増すインド・太平洋地域の時代に、時代の求める技能と高い志及び活躍の場を日本国内等の一地域に限定されない全世界に通用する豊かな国際感覚を整えた人材を育成・輩出する。

(目的の公表)

第1条の2 本校は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を内部規定等において定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第1条の3 本校は、その教育研究水準の向上を図り、本校の目的および社会的・キリスト教的使命を達成するため、本校における教育研究活動および社会活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

3の2 前項の点検および評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3の3 本校は、第1項の措置に加え、本校の教育等の総合的な状況について、認証評価期間以外の学外者による評価を受けるよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の4 本校における教育研究および社会活動等の状況について、刊行物およびホームページへの掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(名称)

第2条 本校は、ひかり日本語学校と称する。

(所在地)

第3条 本校は、愛知県名古屋市北区西味鏡一丁目110に置く。

第2章 学生定員、修業年限および授業料等

(学生定員)

第4条 本校において設置するコースおよびその学生定員は次のとおりとする。

コース名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
進学2年コース	昼	2年	30人	60人	3
進学1年6ヶ月コース		1年6ヶ月	20人	40人	2
合計			50人	100人	5

(修業年限および在学年限)

第5条 修業年限はコースごとに進学2年コースは2年、進学1年6ヶ月コースは1年6ヶ月とする。

2 在学年数は修業年限にかかわらず2年を超える在籍は認められない。

(授業料等)

第6条 入学金、授業料、施設費、教材費、課外活動費、保険料、健康管理費および入学検定料は次のとおりとする。

項目	進学2年コース		進学1年6ヶ月コース	
	1年目(入学時)	2年目	1年目(入学時)	2年目
入学検定料	15,000		15,000	
入学金	70,000		70,000	
授業料	600,000	600,000	600,000	300,000
施設費	25,000	25,000	25,000	20,000
教材費	30,000		30,000	
課外活動費	6,400	6,400	6,400	6,400
保険料	2,000	2,000	2,000	2,000
健康管理費	1,600	1,600	1,600	1,600
計	750,000	635,000	750,000	330,000

※単位：円

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。進学1年6ヶ月コースは10月に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を2学期に分け、次のとおりとする。

前期は4月1日から9月30日まで

後期は10月1日から3月31日まで

2 校長は、前項の学期の開始日及び終了日について、臨時に変更することができる。

3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年歴による。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1)土曜日および日曜日

(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)夏季休業 7月22日から8月21日

(4)冬季休業 12月22日から1月8日

(5)春季休業 3月20日から4月5日

ただし、休業日には補講または集中講義を行うことがある。

2 必要がある場合には、休業期間中であっても授業を行うことがある。

3 第1項に定める休業期間については、年ごとに、土日祝日を鑑みて学年歴においてあらかじめこれを定める。

4 やむを得ない事情があると校長が認めるときは、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

5 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第4章 入学、休学および退学

(入学の時期)

第10条 入学の時期について、進学2年コースは4月、進学1年6ヶ月コースは10月とする。

(入学の資格)

第11条 本校に入学することのできる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者
- (2)日本語能力試験N5、又は同等の日本語能力を証明できる者、且つ正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者、且つ信頼のおける保証人を有する者。

(入学の志願)

第12条 本校に入学を志願する者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

2 出願の時期、方法についてはホームページにて公表する。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、内部規定の定めに従って選考する。

(入学の手続きおよび入学の許可)

第14条 入学試験に合格した者は、所定の日までに所定の入学金、その他の必要な経費を納入しなければならない。この手続きを終了しない者は、合格を取り消すことがある。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第15条 本校に転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(休学)

第16条 疾病その他のやむを得ない理由により8日以上修学できないときは、医師の診断書、またはその理由を付し、休学を願い出、校長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、校長は休学を命じることができる。

(復学)

第 17 条 休学した者が復学しようとする場合は、復学願いを提出し、校長の許可を得なければならない。

(退学)

第 18 条 退学しようとする者は、正規の手続きを経て、校長の許可を得なければならない。

(転学)

第 19 条 本校から他の学校に転学を希望する者は、保証人連署の上、願い出て校長の許可を得なければならない。

(停学)

第 20 条 校長は、学則または内部規定を違反し、注意をしてもなお改めない者に対して停学を命じることができる。

(除籍)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍する。

- (1)第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (2)授業料等学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3)長期間にわたり行方不明の者
- (4)在学中に死亡した者

第5章 教育課程

(教育課程)

第22条 各コース別の教育課程及び授業時数は、下のとおりである。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

進学2年コース (1600時間)		進学1年6ヶ月コース (1200時間)	
初級Ⅰ	10週(200時間)	中級Ⅰ	15週(300時間)
初級Ⅱ	10週(200時間)	中級Ⅱ	15週(300時間)
中級Ⅰ	15週(300時間)	中上級	10週(200時間)
中級Ⅱ	15週(300時間)	上級Ⅰ	10週(200時間)
上級Ⅰ	10週(200時間)	上級Ⅱ	10週(200時間)
上級Ⅱ	10週(200時間)		
上級Ⅲ	10週(200時間)		

(学習の評価)

第23条 学生の学業成績に対する評価は定期試験50%、小テスト・宿題等40%、授業態度10%にて決定し、A、B、C、D、Eの評価を持つて行うこととする。

A：85%以上

B：85%未満70%以上

C：70%未満55%以上

D：55%未満30%以上

E：30%未満

2 評価の保管については内部規定において定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第24条 本校の卒業について、下記の要件を満たすべきである。

- 1) 所定の在籍期間を修了していること。
- 2) 総授業時間を85%以上出席していること（病欠も含めた全授業に対する割合）
- 3) 定期評価・形成評価・課題・学習・生活態度の総合評価がD評価以上であること。Eの場合は、D以上になるまで再試験・または再評価を行う。
- 4) 学則で定める懲戒規定による退学等がないこと。
- 5) 上記を満たした者について、教員会議の審議を経て卒業認定を行う。

(卒業)

第25条 校長は、第24条の要件を満たした者に当該課程の卒業を認定し、卒業証書を授

与する。

第 7 章 入学選考料、入学金、授業料、その他の費用

(入学選考料等の金額)

第 26 条

- 1 進学 2 年コースは 3 月 1 日から 3 月 20 までに、進学 1 年 6 ヶ月コースは 9 月 1 日から 9 月 20 日までに、1 年分の学費を納入する。ただし特別の事情があると認められる者は、延納を認めることができる。
- 3 ただし、新入生については別に定める。

(退学および除籍の場合の授業料等)

第 27 条 学期の途中で退学し、または除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。

(納入した授業料等)

第 28 条 納入した入学選考料、入学金および授業料等は原則として返還しない。ただし、内部規定の定める期日までに返還を申し出た場合は、入学選考料を除いた入学金、授業料、施設費、教材費、課外活動費、保険料、健康管理費等を返還することがある。

第 8 章 教職員組織

(職員組織)

第 29 条 校長、主任教員、教員(3 人以上、うち専任 2 人以上)、生活指導担当者(1 人以上)、事務職員(専任 1 人以上)、校医、その他必要な教職員を置く。

第 9 章 聴講生、科目聴講生

(聴講生)

第 30 条 本校の授業の聴講を志願する者があるときは、選考の上、授業に妨げが無く、定員を上回らない場合に限り聴講生として受け入れることがある。

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 31 条 学業優秀で、他の学生の模範となる者にたいしては表彰する。

(罰則)

第 32 条 本校に在学する者で次の各号に該当する者に対しては、校長はこれに懲戒を加えることができる。懲戒は、譴責、停学および退学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 日本の法律に反した者

第 11 章 雑則

(健康診断)

第 33 条 健康診断は、毎年 11 月に、身体計測、視力、聴力、内診、血圧、レントゲン、検尿を実施する。

(支援体制)

第 34 条 生徒の学習の継続に必要な措置に関しては、内部規定において定める。

(内部規定)

第 35 条 内部規定（学籍情報・成績情報について、緊急時の連絡体制について、学費及びその他の徴収金について、在留資格管理について、支援が必要な生徒への体制について、事業継続不能時の費用負担軽減に関する規定について）は、別に定める。

この学則は、2026 年（令和 8 年）10 月 1 日から施行する。